

堺市総合福祉会館受水槽・高架水槽等更新工事更新工事  
工 事 仕 様 書



工事名称	表題のとおり
工事場所	堺市堺区南瓦町2番1号
完成期限	令和7年2月28日(金)
建築構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上7階 地下1階 延床面積 8,678.59㎡
施工時間	午前9時00分から午後5時30分とする。 ただし、工程上やむを得ない場合は上記時間外で相談は可。
工事個所	堺市総合福祉会館地下機械室・屋上階
工事概要	<p>受水槽・高架水槽・消火補給水槽の更新工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下受水槽及び周辺配管等撤去・新設を行う。</li> <li>・屋上高架水槽及び周辺配管等撤去・新設を行う。</li> <li>・屋上消火補給水槽及び周辺配管等撤去・新設を行う。</li> <li>・上記にかかる電気設備工事を行う。</li> <li>・上記にかかる建築工事を行う。</li> <li>・上記に係る廃材処分を含む。</li> </ul>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器の製作、納入に要する期間を勘案し、契約締結後すみやかに調整を図るとともに、納入方法について会館担当者と打合せを行うこと。</li> <li>・当会館は、祝日及び年末年始を除き全日稼働しているため、工事工程を作成するには事前に担当者と十分に打合せを行うこと。</li> <li>・祝日に工事を要する場合は事前に会館担当者と協議し施工すること。</li> <li>・夜間工事等が必要となる場合は、工事予定日の一週間以上前に会館担当者と充分打ち合わせを行うこと。 夜間工事時間は、当日21時から翌日8時までとする。</li> <li>・はつり工事等により騒音が発生した場合、会館使用状況によっては工事中断を指示する場合がある。</li> <li>・全館断水が必要な場合は、工事予定日の一週間以上前に会館担当者と充分打ち合わせを行うこと。 ただし、全館断水は祝日及び振替休日のみ可とする。</li> </ul>

## 適用基準等

1 受注者が、工事を実施するに当たり、適用すべき基準等（以下「適用基準等」という。）は特記及び以下に掲げる基準等とする。なお（番号等）に（〇〇版）とあるのは、国土交通省大臣官房官庁営繕部が監修した出版物等を示す。

- a. 共通 (番号順)
  - ・官庁施設の基本的性能基準 (令和6年版)
  - ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (平成25年版)
  - ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準 (平成8年版)
  - ・官庁施設の環境保全性基準 (令和4年版)
  - ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 (平成18年版)
  - ・建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)
  - ・建築工事における建設副産物管理マニュアル (平成18年版)
- <木材利用関係>
  - ・木造計画・設計基準 (令和6年版)
  - ・木造計画・設計基準の資料 (令和6年版)
  - ・公共建築木造工事標準仕様書 (令和4年版)
  - ・官庁施設における木造耐火建築物の整備指針 (平成25年3月)
- b. 建築
  - ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編） (令和4年版)
  - ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） (令和4年版)
  - ・建築設計基準 (令和6年版)
    - ・建築構造設計基準 (令和3年版)
  - ・構内舗装・排水設計基準 (平成27年版)
  - ・建築工事標準詳細図 (令和4年版)
  - ・安全・安心ガラス設計施工指針 増補版 ((一財)日本建築防災協会)
  - ・擁壁設計標準図 (平成12年版)
- c. 設備
  - ・建築設備計画基準 (令和6年版)
  - ・建築設備設計基準 (令和6年版)
  - ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） (令和4年版)
  - ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） (令和4年版)
  - ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） (令和4年版)
  - ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） (令和4年版)
  - ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） (令和4年版)
  - ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） (令和4年版)
  - ・建築設備耐震設計・施工指針 2014年版 ((一財)日本建築センター)
  - ・建築設備設計計算書作成の手引き (令和3年版)
- d. 建築及び設備積算
  - ・公共建築工事積算基準 (令和5年版)
  - ・公共建築工事標準単価積算基準 (令和6年版)
  - ・公共建築数量積算基準 (令和5年版)
  - ・公共建築設備数量積算基準 (令和5年版)
  - ・公共建築工事共通費積算基準 (令和6年版)
  - ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編） (令和5年版)
  - ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編） (令和5年版)
  - ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編） (令和5年版)
  - ・公共建築工事見積標準書式（設備工事編） (令和5年版)
  - ・公共建築工事積算基準の解説（建築工事編） (令和5年版)
  - ・公共建築工事積算基準の解説（設備工事編） (令和5年版)
  - ・建築工事内訳書標準書式・同解説 (令和5年版)
  - ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）・同解説 (平成30年版)

2 受注者は、適用基準等により難い特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得なければならない。

3 必要な適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。